



中津市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和元年11月11日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 三光支所農林建設課
三光支所総務・住民課
三光支所地域振興課
2. 監査の対象期間 平成31年4月1日 ～ 令和元年7月31日
3. 監査の実施期間 令和元年9月12日 ～ 令和元年11月11日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利・林秀明

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和元年11月25日(月)までに、所管課より文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【三光支所農林建設課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

道路占用許可業務の一部事務処理について、一部簡略化が見られた。
今後は、規則等に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 契約事務について

設計内容において一部簡略化した記載が見受けられたので、是正を求めた。

(3) 財産管理について

中津市有財産規則の規定では、財産台帳は、字図写し、平面図等の必要な図面を附属しなければならないとされている。

しかしながら、財産台帳に平面図等の一部整備漏れが見受けられた。
今後は、規則に基づき適正な台帳整備をされたい。

【三光支所総務・住民課】

(指摘事項)

(1) 契約事務について

随意契約において、中津市随意契約ガイドラインに沿っていないものが見受けられた。

今後は、ガイドライン等を参照し、適正な契約事務を行うよう求めた。

(2) その他

公金の取扱いについて、より適正な公金管理や収納事務がとられることを望む。

【三光支所地域振興課】

特に指摘すべき事項はなかった。